

知立市指定管理者選定等審査委員会会議録

件名	1. 委員長の選出について 2. 指定管理者の管理運営に対する評価について（6施設） 3. 指定管理者の指定方法の決定について（知立市観光交流センター）					
開催年月日	令和4年7月26日(火)13:30～		開催場所	知立市役所第4会議室		
審査委員会委員	市民委員	田中 明彦(学識経験者)	出席	職員委員	水谷 弘喜(副市長)	出席
		神谷 正明	出席		松永 直久(企画部長)	出席
		竹本 雅代	出席		濱田 悟(会計管理者)	出席
		伊藤 香理	出席		大西 聖美(監査事務局長)	出席
	出席者8名、欠席者0名					
説明員	林福祉課長補佐、中野文化課長、藤田協働推進課長					
	岡田土木課長補佐、大山長寿介護課長					
事務局	加藤財務課長、寒河井財務課資産経営係長、岩瀬					
会 議 の 要 旨						
事務局	<p>会議開催 13:25～</p> <p>皆様、こんにちは。定刻前ではありますが、皆様お集まりになりましたので、ただいまより令和4年度知立市指定管理者選定等審査委員会をはじめさせていただきます。</p> <p>本日は、委員8名全員ご出席いただいております。知立市指定管理者選定等審査委員会規則第5条に基づき、会議が成立することをご報告させていただきます。</p> <p>各委員は、事前に配布しております名簿のとおりであり「知立市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」第14条第2項の規定に基づき委員の任期は2年と定められていることから、本年4月1日付けで令和6年3月31日までの2年間を任期として、知立市指定管理者選定等審査委員会規則第3条の規定に基づき、新たに知立市長から委嘱及び任命をさせていただきました。</p> <p>従いまして、本日は、指定管理者の管理運営に対する評価に先立ち、委員長の選出をお願いした後、議事進行を委員長をお願いして議事を進めていただくこととなります。</p> <p>また今回の議事の説明者として、各施設の所管課長に同席いただいております。</p> <p>本日の議事は①委員長の選任、②令和3年度指定管理者の管理運営に対する最終評価について、③指定管理者の指定方法の決定についてです。</p>					

本日の会議は、概ね2時間程度を予定しています。ご協力のほど、宜しくお願い致します。

次に資料の確認をお願いします。

議事の資料は、事前に配付しております、

- ・次第
- ・委員名簿
- ・令和3年度指定管理者内部評価結果報告書
- ・各施設の報告書資料、6施設分

ここで、配布資料についてお詫びいたします。

「地域福祉センター」の報告書資料について、事前配布当初に令和4年度事業の予算見積資料が欠落しており後日送付となりました、大変ご迷惑をおかけしました。

申し訳ありません。

次に、指定管理者の指定方法の決定に関する資料として、知立市観光交流センターに関するものとして、

- ・指定管理者募集要項（案）
- ・管理運営における個人情報取扱注意事項
- ・指定管理申請書
- ・様式2 指定管理年度事業計画書などの様式一式
- ・指定管理候補者の選定基準点数表
- ・管理及び運營業務仕様書（案）
- ・ちりゅっぴに関するSNSの運用ガイドライン（案）
- ・ちりゅっぴチャンネルの運用ガイドライン（案）
- ・貸与物品一覧

の以上9種類の資料

その他の参考資料として

・指定管理者制度導入にかかる基本方針
を事前資料として配布させていただいております。

また、当日配付資料として、

・事前質問に対する回答一覧表及び添付資料
となります。

資料について、不足があれば、お申出ください。

それでは、本日は初回の委員会であることから、各委員さんには簡単に自己紹介をお願いできればと思います。

恐縮ですが伊藤委員からお願いできますでしょうか。

《各委員自己紹介》

<p>松永委員</p>	<p>ありがとうございました。それでは、次第に従いまして、先にご案内のとおり、当委員会の委員長につきまして、知立市指定管理者選定等審査委員会規則第4条の規定に基づき、委員長を委員の互選によって選任していただきたいと思います。</p> <p>委員長の選任について、ご意見ございますか。</p> <p>前委員長であり、経験のある、水谷委員を推薦します。</p>
<p>事務局</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>それでは、ご指名があったとおり、水谷委員を委員長に選任することにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なし》</p>
<p>事務局</p>	<p>異議がないようですので水谷委員に委員長をお願いします。</p> <p>それでは、委員長が決定しましたので以降の議事進行につきましては委員長をお願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、委員長を仰せつかりましたのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、この度は、委員の皆様におかれては、任期を更新、また、初めてご参加いただく委員の方もいらっしゃると思います。従いまして、初めに、指定管理者制度に関して事務局、簡単に説明を求めたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。では、着座にて説明させていただきます。</p> <p>指定管理者制度は多様化する市民ニーズに応えるため、より効果的、効率的に対応するため、都道府県や市町村などの自治体が設置した、公の施設の管理について、民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設されたものです。</p> <p>この指定管理者制度を導入するためには、指定の手続き等について条例で定める必要があり、当市におきましても「公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例」を平成17年9月29日に公布し施行しております。</p> <p>さらには、指定管理者の指定は議会の議決が必要な議決事項となっており、その指定する期間に関しては、各施設の特性に応じた期間を定めることが出来ることとされていますが、当市としては3年から5年間を</p>

	<p>基準として定めることとしています。</p> <p>公の施設の代表的なものとしては、図書館などの社会教育施設、保育園や小学校、中学校などの教育施設や道路、河川なども含まれ、自治体の設置する施設のほとんどが公の施設となります。</p> <p>ただし、知立市としては、これら公の施設のうち指定管理者制度の対象とすることが適当とされる施設を、先に事前配布させていただいた資料、「指定管理者制度導入にかかる基本方針」の8ページから9ページにかけて掲載しているところです。</p> <p>このうち現在は、後ほどご審査いただく施設、6施設が指定管理者によって管理運営をしていただいております。</p> <p>指定管理者制度を導入するメリットとしては、指定管理者の独自の企画やアイデアを生かすことで、利用者の満足度の向上につながることや、専門的な知識や経験を有する事業者の運営によるコストの縮減などがあげられます。</p> <p>一方、デメリットとしては、施設運営が指定管理者となることで、利用者の要望が自治体に伝わりにくくなることや、指定期間ごとに指定管理者が替わる場合、提供するサービスの継続性が得られなくなる場合があること、公募しても現行の指定管理者以外に応募者が現れなくなり、サービスの向上に期待が持てなくなるなどの問題が生じることもあります。</p> <p>しかし、知立市としては、今後も施設のサービス向上や経費の縮減を進める観点から、指定管理者制度の拡充に努めてまいりたいと考えています。</p> <p>以上、簡単ですが指定管理者制度について説明させていただきました。</p>
<p>委員長</p>	<p>さっそく議事に入りたいわけですが、昨今、コロナのまん延もあり換気に努めたいと思いますので、窓と出入り口の扉の一部を開放してください。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、議事に入りたいと思います、次第の2「指定管理者の管理運営に対する評価について」事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>お手元の資料「内部評価結果報告書」をご覧くださいと思います。</p> <p>指定管理者の管理運営に対する評価については、昨年度、令和3年度に各指定管理者が管理運営する施設の運営実績についてこの報告書に取りまとめております。</p>

	<p>指定管理者評価の流れを説明させていただきます。</p> <p>年度終了後、30日以内に指定管理者から市長へ「事業報告書」が提出されます。</p> <p>その後、その報告書をもとに、担当部署で第1段階の基礎評価を行いました。次に、基礎評価結果にもとづき、庁内課長級職員による評価委員会により内部評価、第2段階の評価を実施しております。その結果をまとめたものが、ご覧いただいています「内部評価結果報告書」になります。</p> <p>評価委員会の評価ですが、令和3年度については、各施設共に、新型コロナウイルスの影響から、感染防止対策をしながら一部を制限した施設運営となっていることから。利用者数は回復傾向にあるものの、いまだコロナ以前の状況には至っていないところです。</p> <p>しかし、今後は、コロナと共存しながらの施設運営も視野に入れ、可能な範囲で安心安全な施設運営に努めると共に、現状において各施設とも一部の利用者から改善を望む意見もあることから、引き続き指定管理者として適切な管理運営を行っていくとともに、利用者ニーズの把握に努め、さらなるサービスの充実、新たな事業展開に努めてほしいとの意見が付いております。</p> <p>これを受けて、本日の委員会で皆様に最終評価をしていただきたいと思いますが、時間の都合もあり、事前に質問を各委員から頂いており、その回答について別紙の資料にまとめております。</p> <p>それでは、所管課長から各施設について説明させていただきます、施設の概要と共に事前にいただいた質問の回答をしていただきたいと思いますが、その後委員さんから、さらなる質問やご意見がありましたらお願いしたいと思っております。</p> <p>それでは、順番に、「かとれあワークス」さんから説明をお願いします。</p> <p>【各施設別に所管課長から施設概要説明及び事前質問事項に対する回答を説明する】</p> <p>委員長</p> <p>一括ではありますが各施設に関する概要、並びに事前質問に対する回答を各所管課長から説明させていただきました。</p> <p>これらに対して、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>田中委員</p> <p>「地域福祉センター」や「いきがいセンター」について、収支決算等に関して監査を行っているか確認させていただきたい。</p>
--	--

	<p>所管課の方々がそこまでの確認はしていないと思いますが。</p> <p>例えば、「文化会館」や「有料駐車場」であれば会計士さんが、事業者の帳簿を処理している実務者以外の方が会計処理の確認をしていると思うが、「地域福祉センター」や「いきがいセンター」については如何でしょうか。</p>
委員長	<p>各所管課において毎年内部監査までは実施していないと思うが、状況報告を受けた確認にとどまっているのではないか。</p>
長寿介護課長	<p>その通りです。</p>
委員長	<p>監査委員事務局の定期監査などの対応は？</p>
大西委員	<p>各所属の指定管理料に係る執行経費になりますので、定期監査の中で必要な監査はしていますが、市の委託料としての内容を見ているので、指定管理者の詳細な出納内容までは見きれていません。</p>
委員長	<p>その他、ご質問等はございませんか。</p> <p>それでは、6施設に対する指定管理者の運営等についてご説明させていただきました。</p> <p>各施設の評価シートにおける指定管理者の選定基準に基づく評価については、特に問題がなければ、一次、二次に準じた最終評価とさせていただきます。ご異議はありますでしょうか？</p> <p>《各委員とも異議なし》</p>
委員長	<p>それでは事務局その様をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、今回のご意見を踏まえて、最終評価結果報告書を作成させていただきます。</p> <p>委員の皆様にもご確認いただいた上で、ホームページで市民の皆様にも公表いたしますのでよろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>以上で「指定管理者の管理に対する評価に関する事項について」を終了します。</p> <p>ここで、10分ほど休憩をいたします。</p>

<p>委員長</p>	<p>会議を再開します。</p> <p>それでは、次第の3. 指定管理者の指定方法の決定について、事務局、説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>この程、新たに「知立市観光交流センター」を令和5年度から、指定管理者による運営に移行したいと考え、その選定方法について委員の皆様からご意見をいただいたうえで最終決定し、今後の選定手続きに着手したいと考えご提案するものであります。</p> <p>所管課としては、「公募」によって指定管理者となるべき者を選定したいとして、そのために必要な手続き等について事前に配布させていただいた資料に基づき今後、選定作業を進めたいと考えているところです。</p> <p>よろしくご審議いただきたくお願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、知立市観光交流センターについて、指定管理者の募集を公募とする理由、並びにそのための募集要項等について所管課である経済課に説明を求めます。</p>
<p>経済課長</p>	<p>それでは、知立市観光交流センターの指定方法の決定について指定管理者募集要項案（案）、管理業務仕様書（案）、をご覧いただきながら説明をいたします。</p> <p>まず、観光交流センターは、観光の振興および地域活性化のための観光案内所であること、市民および観光等で当市を訪れた方との交流の場所であること、この2つを目的として平成30年4月に開館しました。</p> <p>開館当初より観光振興や施設運営推進のために、観光案内や観光ガイドツアーの拠点として運用を行い、令和2年度には50周年の記念切手や市刊行物の販売、令和3年度にはブランド特産品やちりゅっぴグッズの販売など、観光の案内だけでなく物販なども実施してきました。しかし、来館者数は、当初の目標である年間1万人に対し、4年間の年間入館者数は1,200人から2,500人程度、平均2,100人程度と伸び悩んでいます。</p> <p>来館者数についてはコロナ禍による閉館の影響もありますが、ちりゅっぴのイベントや物販など実施しても来館者数の増加や運営の改善には至らなかったことから、このまま、市直営で運営を続けてもセンターの運営について改善することは難しいという結論に至りました。</p>

そのため、民間のフットワークの良さを生かして観光振興のさらなる事業展開や情報発信などを行い、効果的で効率的な管理運営によるセンター事業の活性化、また、物販品目の拡大など、市民の利便性やサービスの向上を図りたいことから観光交流センターを指定管理者制度にしたというものであります。

施設の概要について説明をいたします。知立市観光交流センター指定管理者募集要項の紙面1ページ、PDF ページでは3ページをご覧ください。

まず施設の場所はホテルクラウンパレスの建物北側にあり、鉄骨鉄筋コンクリート造の1階部分、延べ床面積54.39㎡で室内には事務室及びトイレがあります。

指定管理の内容等につきましては、観光交流センター管理及び運營業務仕様書、紙面では1ページ、PDF ページでは3ページをご覧ください。指定管理の期間についてでございます、令和5年4月1日から5年間としています。これは、指定管理の受託者に長期的な視点で運営を行ってもらい、かつ観光案内などしっかり実施できるよう人材の育成も図って欲しいとの考えからです。

募集要項(案)に戻っていただき、紙面の2ページ、PDF ページの4ページ、では開館時間や休館日についてお示ししています。開館時間及び休館日についてですが、現在は午前10時から午後4時まで、祝日は開館しており、毎週火曜日、水曜日および年末年始は閉館しています。開館時間及び休館日については指定管理者が市と協議のうえ変更できることとしますが、指定管理後の開館時間につきましては、利便性とサービス向上の観点により午前9時から午後5時までお願いする形としたいと思います。

次に指定管理者が行う業務等については、大きく分けて観光交流センターの施設管理と施設運営があります。管理及び運營業務仕様書を再度ご覧ください。

施設管理については説明を省かせていただき、運営について紙面の3ページ、PDF ページで5ページ、「6. 施設運營業務」をご覧ください。ここでは、物品販売のほか、施設の利用を促進するための事業を企画し実施する事としています。例えば市内の史跡や観光地を巡るスタンプラリーや令和5年1月より放送予定の大河ドラマ「どうする家康」に関連したイベントの実施、また東海道五十三次の宿場であったことから「御宿場印」の製作、販売などを展開することで、センターの利用促進をはかっていただきたいと思います。

また、ちりゅっぴの関連事業についても同じく仕様書の紙面4ページ、PDFページでは6ページになります、センターの運営業務の一つとして今回、掲載させていただいています。

理由としましては、観光交流センターが「ちりゅっぴの部屋」として活動拠点となっていること、ちりゅっぴの活動について民間のノウハウを活かし、迅速な事業展開が必要と考えていることから指定管理者に運営をお願いしたい考えです。

ただし、ちりゅっぴに関しては市が著作権を所有しているため、市が著作権を保持しながら、指定管理者がイラストの利用申請やファンクラブである「ちりゅっぴサポーターズ」の管理運営をすることとなります。

また、情報発信という点では指定管理者が専用のホームページを作成したり、ラインやツイッターなどを利用して広く情報発信し観光振興を図ってほしいと考えています。

業者選定の応募資格や選定方法については募集要項の紙面3ページ、PDFページの5ページ「8. 応募資格」で観光交流センターを安全かつ円滑に運営できる法人をお願いしたい考えです。

応募資格の可否については、提出書類で各項目について審査いたします。書類審査で応募資格を有すると確認できた応募者により、募集要項（案）の最終ページ、紙面では6ページ、PDFページでは8ページになりますが、面接審査いわゆるプレゼンテーションを実施し受託候補者を決定したいと考えています。本来、指定管理の目的は業務の活性化と歳出の削減であります。予算削減の為に業務を手抜きされる場合も考えられます。センターの管理費用については市直営の場合と大きく差が出ないと思われまので、業務の活性化についての提案内容を重視して候補者を決定したいと考えています。

指定管理の実施までのスケジュールとしまして、観光交流センター条例と管理規則につきましては指定管理者が運営するための改正案を6月議会に提出し可決されています。そして、今回「第1回指定管理者選定等審査委員会」で指定管理者の選定方法等について審査いただき、審査後に業者の応募を開始させていただき、応募者へは説明会の実施、その後、秋ごろには「第2回指定管理者選定等審査委員会」において受託候補者の決定をいたします。

その後、12月議会において、指定管理候補者について議決いただき、3月の予算成立後に指定管理者と基本協定、年度協定を締結し、令和5年4月より観光交流センターの指定管理を開始するというものです。

補足として、指定管理料について少し触れさせていただきます。

	<p>指定管理料につきましては、初年度は通常の管理運営費用にホームページ作成費用を加算した金額を想定しています。これは仕様書の紙面の6ページ、PDFページでは8ページにおいて観光交流センター独自のホームページを作成及び運用し、情報発信等を指示していることから、その費用を通常の管理料に上乗せして見込む必要があると考えています。</p> <p>ホームページの作成費用と保守管理費用合わせて100万円程度を見込んでおります。なお、令和5年度の予算額は現段階では未定であり、掲載できないため、募集要項（案）紙面の2ページ、PDFページ4ページに、現在の管理運営費用539万3千円を参考金額として掲載させていただきました。よって、指定管理料は令和5年度は640万円程度、6年度以降は540万円程度となる見込みです。</p> <p>最後に、利用料金制について触れさせていただきます。観光交流センターはセンター自体に常設的な貸しスペースが存在しないことから、利用料金制は導入しない考えです。</p> <p>また、収入という点で、指定管理者には市刊行物も引き続き販売いただきますが市刊行物の売上については市の歳入になります。指定管理者が独自にグッズ制作などを行い、販売した売上やイベント等の参加費などは指定管理者の収入になります。ただし、指定管理者が独自にグッズを製作したり、イベント等を行う際には必ず、市と協議して市が認めた事業や物品の販売に限って行っていただきたいと考えています。</p> <p>いずれにしましても冒頭申し上げた観光交流センターの設置目的に沿った運営および管理が基本となっており、市としては指定管理者運営後も定期的に市と協議する場を設けるなど情報共有しながら観光振興をはかっていきたいと考えています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。知立市観光交流センターの指定管理者の募集について説明がされました、これに対して、ご意見・ご質問があればお願いいたします</p>
<p>神谷委員</p>	<p>只今の説明では、今日まで、平均して年間2,000人程度の入館者があるとのことですが、これで指定管理者はある程度の利益が見込めるものなのか？何人程度の入館者があれば利益が出るのか判りますか？</p>
<p>経済課長</p>	<p>今まで、収入のある業務はほとんどしておりません。一部、物品販売</p>

	<p>で収入は得ていますが、市が物品を原価で購入し、そのままの価格で販売していますので利益はありません。</p> <p>但し、今後、指定管理者となれば、その点は違いが生じてくると思います。</p> <p>自身で、グッズを開発して販売するようになれば、仕入れに利益をのせて販売することも可能となりますので、利益は得られると思います。</p> <p>また、入館者数については、平成30年度は2,500人、令和2年度にはコロナ過から2か月閉館した結果、1,200人まで減少しましたが、昨年度は2,500人ほど来館いただいています。</p> <p>これは、県内の文化関係の部署で御宿場印なるものを作成して無料で配布した結果、これをお求めになる方々の来訪により回復したものと思われる。</p>
<p>神谷委員</p>	<p>駅前の開発に伴い観光交流センターが移転することはあるのか？現在の場所のままなのか？</p>
<p>経済課長</p>	<p>駅舎のデザインもまだ決まっていませんし、完成時期が令和11年度と言われており、まだ少し先のことですので、交流センターの場所として駅の近くが良いと言われれば、移転する可能性はあると思いますが、その点については、まだ未定であり、観光交流センターについては、今の時点で指定管理者に任せて活性化を図っていきたいと考えます。</p>
<p>田中委員</p>	<p>どのような方が訪れるのか？</p>
<p>経済課長</p>	<p>東海道を歩かれる方がお寄りになることが多いと聞いています。また、知立駅を訪れた方が、訪問先の道順を尋ねられるケースもあるようです。</p>
<p>田中委員</p>	<p>指定管理者申込みの見込みはあるのか？</p>
<p>経済課長</p>	<p>指定管理者への移行を検討したきっかけが、ある事業者から、「この施設について指定管理とするなら受けても良い」との申出がされたことから始まっていますので、少なくともその事業者は申込をされるものと思っています。</p>
<p>田中委員</p>	<p>ちりゅっぴのマスコット等については何かできそうな気もするが？</p>

<p>経済課長</p>	<p>ちりゅっぴの管理についても今後は指定管理者にお願いする予定で、イラストの使用許可や着ぐるみの管理もしていただく。今までは着ぐるみによるイベントへの参加も職員で対応していたが、指定管理者となることで、より柔軟な対応が出来るものと思います。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>食べ物の販売はしていないのですか？</p>
<p>経済課長</p>	<p>市の特産品で20品目を指定しており、それらを販売できるものとしていますが、日持ちがしない物は販売に適さないので、今販売している食品は3種類、魚魚丸のどて煮、海老せん家族のえびせん、ボーゲルさんのクッキー缶です。</p> <p>食品は、売れ残った場合の対応に課題があり、市の施設としては取扱品目を増やすには至っていない。</p> <p>ただ、ちりゅっぴグッズは、昨年、エコバッグや、ステンレスカップ、付箋、マスキングテープを作っていますが、サポーターズさんや丸八さんとかぶらないように気を付けています。</p>
<p>委員長</p>	<p>そのほかご質問等がなければ、採決に移りたいと思います。</p> <p>今回、公募によって指定管理者を募集することに対して賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員ですので「公簿」によることと決定します。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは以上を持ちまして「指定管理者の指定方法の決定について」を終了いたします。</p> <p>次第の4.「その他」について、事務局お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご審議ありがとうございました。一つ目の審議事項、評価結果につきましては、最終評価につきましては先ほどご案内しましたとおり、ホームページで公表してまいります。</p> <p>二つ目の、只今、採決していただきました、観光交流センターの事業者選定は、公募でしていただくこととなりましたが、事業者の審査を9月下旬から10月を目途に開催したと考えています。その開催日程について、こちらで候補日をもうけさせていただきましたので、今から資料をお配りするので、また後日、出席の可能な日についてお知らせ頂きたくお願いいたします。</p>

<p>委員長</p> <p>委員長</p>	<p>また、本日の会議にご出席いただいた報酬につきましては、後日指定の口座にお振込みいたします。</p> <p>その他、委員の皆様何かございますか？</p> <p>ないようですので、これをもちまして、令和4年度知立市指定管理者選定等審査委員会を終了させていただきます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>15:10 頃終了</p>
<p>審 議 結 果</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・「指定管理者の選定基準に基づく評価」は一次、二次に準じた最終評価とする。 ・令和3年度管理運営に対する最終評価については、本委員会の意見を踏まえて事務局で取りまとめる。 ・知立市観光交流センターの指定管理者募集は“公募”により実施する。 	